

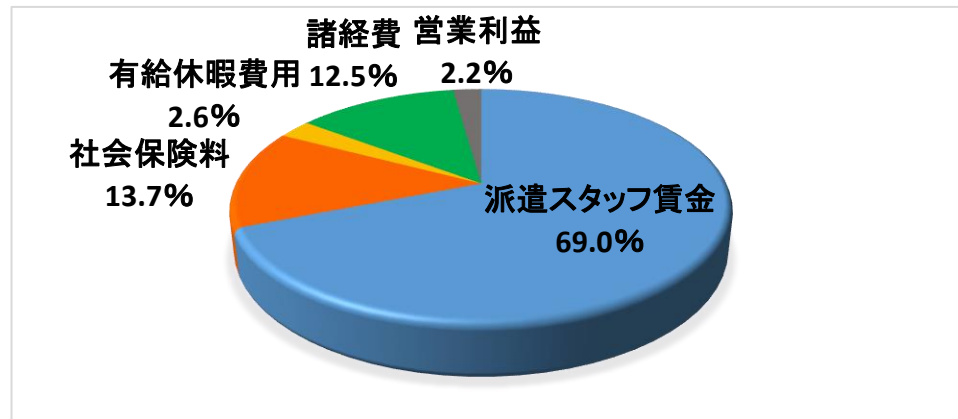
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は、事業年度終了後、派遣先から支払われる派遣料金に占める派遣料と派遣スタッフに支払う賃金の差額の割合（マージン率）の公開が義務化されました。 ※マージン率は下記の式で求めます

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣スタッフの賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（ 小数点第2位以下を四捨五入 ）

派遣料金1人あたりの平均額 (8時間あたり)	派遣スタッフ1人あたりの平均賃金額 (8時間あたり)	マージン率
12930円	8919円	31.0%



マージン内訳

派遣スタッフ賃金	派遣スタッフの賃金	69.0%
社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料の事業主負担分	13.7%
有給休暇費用	年次有給休暇取得にかかる費用	2.6%
諸経費	健康診断費用	一般健康診断の受診費用
	募集費用	派遣スタッフの募集にかかる費用(求人媒体費)
	営業費用	事業所スタッフの人件費・活動費・事務所費・通信費等
営業利益	上記費用を差し引いた利益	2.2%